

青森県報

第三千四十八号

平成二十一年
二月十六日
(月曜日)

目次

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札…………… (財産管理課) …… 一
 県営土地改良事業計画変更の決定…………… (農村整備課) …… 二
 公安委員会
 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催…………… (生活環境課) …… 三
 右 同…………… (同) …… 三

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地(建物、工作物等を含む。)の売却

所 在 地	地 目	地 積 (平方メートル)
-------	-----	--------------

東津軽郡平内町大字沼館字家岸一七の三	宅地	三八二・六七
東津軽郡今別町大字今別字西田二五八の三四七	宅地	四〇二・九四
五所川原市字烏森三九の九	宅地	二一九・一一
五所川原市字烏森三九の六〇	宅地	二二一・七一
五所川原市字烏森三九の六一	宅地	二一九・四四
五所川原市金木町芦野二〇〇の二二七五	宅地	三五九・九九
五所川原市金木町芦野二一六の九四	宅地	七四二・三一
つがる市森田町床舞鶴喰五一の四四	宅地	四七五・二二
西津軽郡深浦町大字広戸字家野上一〇の二二二	宅地	一〇一八・九七
北津軽郡中泊町大字中里字亀山七七七一三九	宅地	八〇一・〇一
八戸市吹上一丁目四五の一六ほか	宅地	三九〇・〇三
三戸郡三戸町大字川守田字西松原一〇の五	宅地	二〇九・三三
三戸郡三戸町大字川守田字西松原一二の三	宅地	八一三・九九
三戸郡南部町大字森越字上小路七の三	宅地	六六九・〇三
十和田市西五番町一の七七	宅地	二四八・九一
三沢市松原町二丁目三一の三六七八	宅地	八三四・五〇
上北郡横浜町字三保野一二八の七ほか	宅地	九一一・四三
上北郡おいらせ町苗平谷地三五の九	宅地	三四六・一八

上北郡おいらせ町苗平谷地三五の一〇	宅地	五一六・五〇
上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保一の二七二ほか	宅地	六八七・〇〇
むつ市脇野沢渡向九〇の一	宅地	三三四・一三
五所川原市金木町芦野八四の九一一ほか	宅地	三〇三二・二四

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二十条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部財産管理課

青森市中央一丁目の一 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部財産管理課

2 入札日時

平成二十一年三月九日 午前九時から

平成二十一年三月十七日 午後五時（必着）まで

土曜日、日曜日及び祝日の受付は行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟一階入札室

4 開札日時

平成二十一年三月二十七日 午前十時から

開札は物件番号順に順次行つ。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは現状有姿により行つので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、上名久井地区の県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業（担い手支援型）（営農用水施設整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年二月十七日から同年三月十六日まで

三 縦覧の場所

南部町役場

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第十三号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第五条の八第二項の規定により公表する。

平成二十一年二月十六日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	講 習 場 所
年月日 平成二十一年六月十四日 受付時間 午前八時三十分から午前八時五十五分まで 講習時間 午前九時から午後四時まで	青森市大字荒川字藤戸一 九の七 青森県総合社会教育センター
八月二十八日 "	弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署
九月二十九日 "	八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格
青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

四 受講手続

1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内

に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）二枚を添えて提出すること。

- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。
- 5 講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを審査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第十四号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の許可の更新を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第五条の八第二項の規定により公表する。

平成二十一年二月十六日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	講 習 場 所
年月日 平成二十一年四月十七日 受付時間 午後零時三十分から午後零時五十五分まで 講習時間 午後一時から午後四時まで	つがる市木造若緑五二 つがる市生涯学習交流セン ター 松の館
四月二十三日 "	八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署
五月十五日 "	三沢市平畑一丁目一の三八 三沢警察署
五月二十二日 "	弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署
六月一日 "	三戸郡三戸町大字川守田字 関根四の一 ショイワーク三戸

六月九日	"	"	むつ市中央二丁目三の二〇 むつ市立図書館
六月二十五日	"	"	黒石市北美町二丁目四七の 黒石警察署
七月三日	"	"	八戸市城下一丁目一六の二 八戸警察署
七月十二日	"	"	青森市大字荒川字藤戸一 九の七 青森県総合社会教育センタ ¹
七月二十二日	"	"	五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署
八月二十日	"	"	十和田市西六番町一の四一 十和田警察署
九月四日	"	"	西津軽郡鰯ヶ沢町大字本町 二七 鰯ヶ沢警察署
九月十一日	"	"	三戸郡五戸町字下モ沢向一 三の六 五戸警察署
九月十八日	"	"	弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署
十月八日	"	"	上北郡七戸町字大沢五七の 四九 七戸警察署
十月十六日	"	"	むつ市中央二丁目三の二〇 むつ市立図書館
十月二十五日	"	"	三戸郡三戸町大字川守田字 関根四の一 ジョイワーク三戸
十一月十三日	"	"	八戸市城下一丁目一六の二 八戸警察署
十一月二十九日	"	"	弘前市大字末広四丁目一〇 の二 弘前市総合学習センター

十二月十八日	"	"	五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署
平成二十二年 一月二十一日	"	"	青森市大字荒川字藤戸一 九の七 青森県総合社会教育センタ ¹
二月四日	"	"	黒石市北美町二丁目四七の 黒石警察署
二月十八日	"	"	十和田市西六番町一の四一 十和田警察署
三月五日	"	"	弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署
三月十二日	"	"	上北郡野辺地町字新町裏一 の二 野辺地警察署

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地在管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）二枚を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青森県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------